

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成 23 年度の年間保険料の計算方法

保険料額は、7月中旬に保険料額決定通知書で個別に通知します。

保険料率は平成22年度と変わりません

均等割
(1人当たりの額)
44,192円

+

所得割
(本人の所得に応じた額)
(平成22年の所得 - 33万円) × **10.28%**

=

1年間の
保険料
(限度額 50万円)

1年間の保険料は、100円未満を切り捨てます。
年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

所得とは…前年の収入から必要経費(公的年金等控除額、給与所得控除額など)を差し引いた額です。
なお、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの所得控除を適用する前の額です。

保険料の軽減

▷均等割の軽減

被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。なお、世帯主が被保険者でない場合でも、所得の判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減前の均等割	軽減割合	軽減後の均等割
33万円かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で、他の所得がない	44,192円	9割 ▶▶▶▶▶	4,419円
33万円		8.5割 ▶▶▶▶▶	6,628円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) 単身世帯の方は、該当になりません。		5割 ▶▶▶▶▶	22,096円
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)		2割 ▶▶▶▶▶	35,353円

▷所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下	5割

▷被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

被用者保険とは…全国健康保険協会が運営する「協会けんぽ(旧社会保険)や組合管掌健康保険(企業健康保険組合など)、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

新しい保険証に変わります

現在使用中の保険証は、平成23年7月31日で有効期限が満了となり、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を送付しますので、お手元に届きましたら、古い保険証を破棄し、新しい保険証を使用してください。

なお、届かない場合はご連絡ください。

- ▶新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日です
- ▶紛失したときや汚れたときは、再交付の手続きが必要です
- ▶新しい保険証には、裏面に臓器提供に関する意思表示欄があります

色は黄色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成25年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成23年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390111000 印 北海道後期高齢者医療広域連合

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在使用中の減額認定証は、平成23年7月31日で有効期限が満了となり、8月以降は使用できなくなります。今までに減額認定証の交付を受け対象となる方には、7月中に新しい減額認定証を送付しますので、8月1日からは古い減額認定証は破棄し、新しい減額認定証を使用してください。

なお、今まで減額認定証の交付を受けていない場合は、減額認定証は送付されません。減額認定を受ける場合は、新たに手続きが必要になります。

【対象となる方】

区分Ⅱ	世帯全員が市・道民税非課税の方
区分Ⅰ	世帯全員が市・道民税非課税で、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、世帯員の年金受給額が、それぞれ80万円以下の方) ●老齢福祉年金を受給している方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成23年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	平成23年 8月 1日
有効期限	平成24年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	平成23年 8月 1日 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390111000 印 北海道後期高齢者医療広域連合

色はオレンジ色です

東日本大震災で被災した 後期高齢者医療保険の被保険者の皆さんへ

□保険証について

保険証を紛失あるいは家庭に残したまま避難している方は、氏名と生年月日、住所を医療機関へ申し出ることによって、保険証が無くても6月末までは医療機関で受診できましたが、7月1日からは通常通り保険証の提示が必要となります。保険証の再交付を希望する方はお問い合わせください。

□保険料や医療機関へのお支払いが困難な方

住宅や家財、その他の財産に著しい損害を受けたことで、保険料や医療機関への一部負担金の支払いが困難な方は、申請により減額や免除、徴収猶予を受けられる場合があります。

問合せ先 市高齢・介護室医療給付係